



ごぞんじですか  
**労働委員会**

職場のトラブル解決をお手伝い



島根県労働委員会  
キャラクター  
“ラルコス”

島根県労働委員会

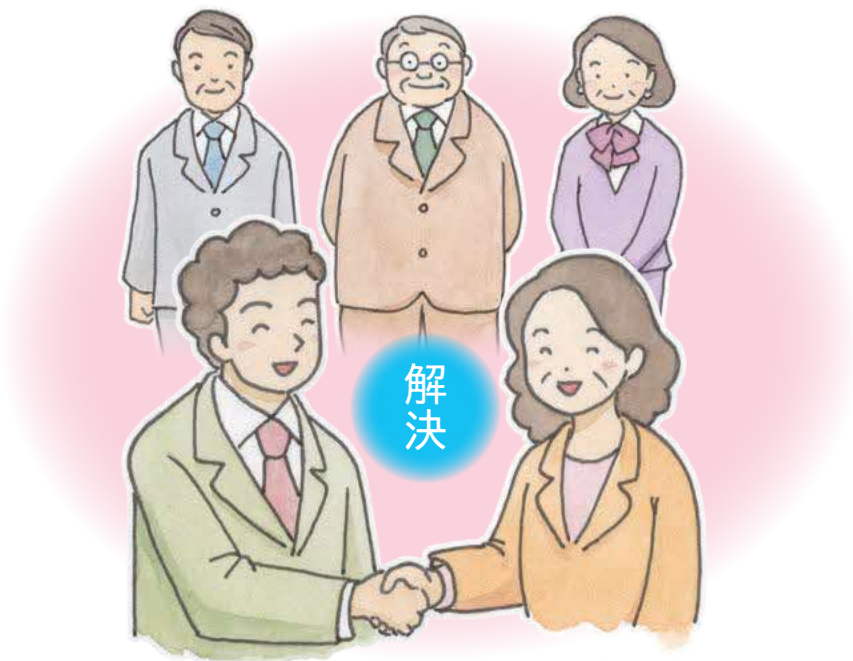
# 労働委員会とは

労働者や労働組合と事業主との間で起こる労働に関する問題は、両当事者が対等の立場で誠意をもって話し合い、自主的に解決するのがもっとも望ましいものです。

しかし、なかなか意見が折り合わず、当事者のみで解決することが難しい場合もあります。

労働委員会は、このような労働に関するトラブルを迅速、円満に解決するための専門的な行政機関です。

労働委員会では、公益・労働者・使用者の3つの立場を代表する委員が両当事者の間に立ち、中立、公正な観点から、労使関係を円滑にするための手助けをしています。



## 労働委員会の主な業務

### 不当労働行為の 審査

不当労働行為の存否について調査し、判断します。

### 労働争議の 調整

労働組合と事業主との間で起こった労働条件や労使関係に関する問題について、両当事者の主張を調整し、解決の手助けをします。

### 個別労働関係紛争の あっせん

労働者個人と事業主との間で起こった労働に関するトラブルについて、あっせんにより解決の手助けをします。

# 労働委員会の委員

労働委員会は、知事によって任命された公益委員・労働者委員・使用者委員の三者で構成されている合議制の機関です。

島根県では、15名の委員（各5名）が任命されています。

## 労働委員会

### 労働者委員

労働者を代表する委員  
(労働組合役員など)



### 公益委員

公益を代表する委員  
(弁護士、大学教授など)



### 使用者委員

使用者を代表する委員  
(企業経営者、団体役員など)



## ご利用に当たって

**労働委員会の利用は無料です。**

**秘密は厳守します。**

労働委員会の委員や事務局職員が職務上知り得た秘密は、法律により他に漏らすことを禁じられています。

**労働者と事業主どちらの方も利用できます。**

パート・アルバイト・契約社員など、労働の形態は問いません。

社内の労働トラブルについての事業主（人事・労務担当者）からの相談もお受けしています。

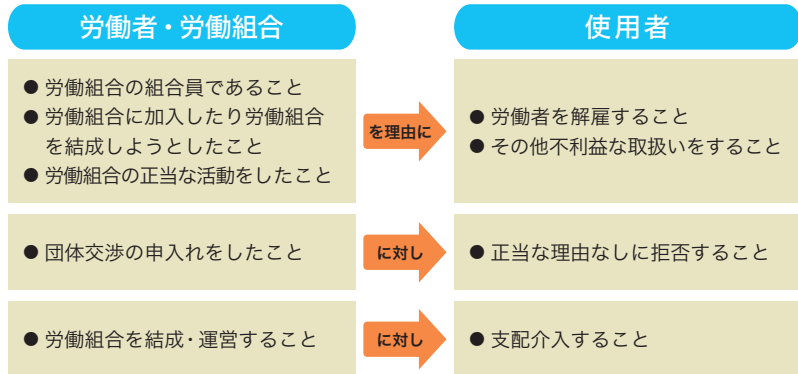
# 不当労働行為の審査

憲法が保障している労働者の権利を守るため、労働組合法には、使用者が労働者及び労働組合に対して行ってはならない行為が定められており、これを不当労働行為といいます。

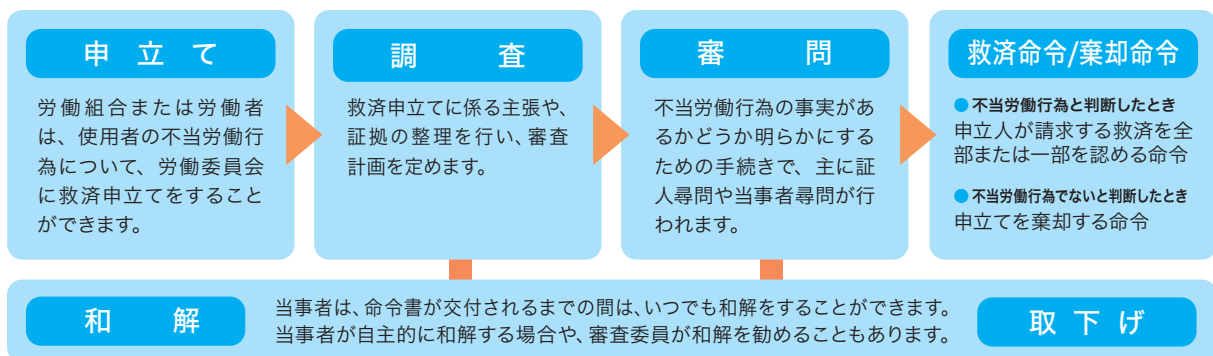
労働委員会では、使用者の行為がこれに該当するかどうかについて審査します。

## 主な不当労働行為の種類

使用者に次のような行為があったと思われる場合には、労働者や労働組合は労働委員会に申立てをし、救済を求めることができます。申立ては、行為のあった日から1年以内に行う必要があります。



## 審査の流れ



※命令に不服がある場合、中央労働委員会への再審査の申立てや、裁判所への取消訴訟の提起ができます。  
※島根県労働委員会では、この審査の期間を1年とすることを目標にしています。

## 労働組合の資格審査

労働組合は、労働者が自由につくることができ、申請や届出などは必要ありません。ただし、右のような場合には、労働組合は労働委員会の審査を受ける必要があります。

- ① 不当労働行為の救済申立てをする場合
- ② 法人登記をするために必要な証明書の交付を受ける場合
- ③ 労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する場合 など

# 労働争議の調整

労働争議の調整とは、労働条件や労使関係に関する問題について労働組合と事業主との間で自主的に解決することが難しくなった場合、労働委員会が両当事者の間に入って話し合いにより解決できるようお手伝いする制度です。

労働委員会が行う調整には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3つの方法があり、当事者は、これらのうちいずれの方法でも選ぶことができます。

(ほとんどの場合、手続きが簡単な「あっせん」が利用されています。)

## 対象となる事項

### 労働条件に関する事項

- 賃上げ ●一時金 ●諸手当 ●賃金体系 ●労働時間 ●休日・休暇
- 配置転換 ●事業縮小・休廃止 ●定年制 ●解雇 ●退職金 など

### 労使関係に関する事項

- 団体交渉 ●組合活動 ●労働協約 など

## 各制度の特徴

	あっせん	調停	仲裁
開始事由 (当事者申請)	一方申請 双方申請	双方申請 協約に基づく一方申請 公益事業に係る一方申請	双方申請 協約に基づく一方申請
労働委員会側 調整主体	あっせん員	調停委員会 (公労使委員三者構成)	仲裁委員会 (公益委員で構成)
解決案の提示	提示することもある	原則提示	原則提示
解決案の受諾	任意	任意	労働協約と同一の効力を 持って当事者を拘束
申請後の別の 調整方法選択	可能	可能	可能
当事者申請 以外の開始 <sup>(*)</sup>	あり	あり	なし

\*国民の日常生活、国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある場合等に、労働争議の関係当事者の申請を待たずに調整を開始することがあります。

# 個別労働関係紛争のあっせん

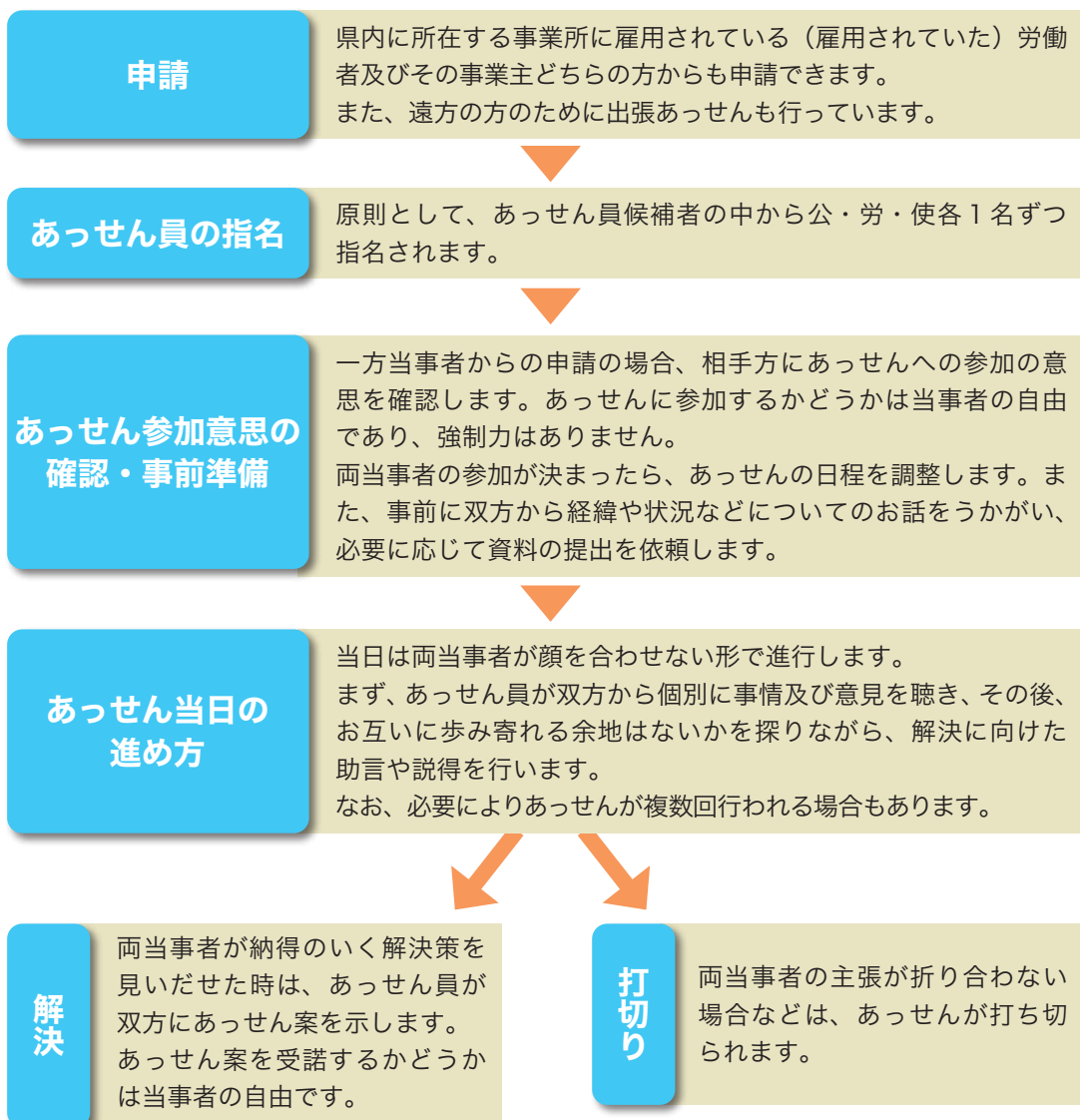
個別労働関係紛争とは、労働者個人と事業主との間で起こった労働に関するトラブルのことをいいます。

このようなトラブルについて当事者同士での話し合いがまとまらない場合に、労働委員会ではその解決をお手伝いする制度としてあっせんを行っています。

## 対象となる事項

- パワハラ
- 解雇
- 退職
- 賃金未払
- 賃金減額
- 一時金
- 時間外労働
- 休日・休暇
- 年次有給休暇
- 労働契約
- 配置転換・出向・転籍
- 懲戒処分 など

## あっせんの流れ



### 取下げ

当事者同士の話し合いで解決したなど、あっせんの必要がなくなった場合、申請者はいつでも申請を取り下げることができます。

# 労働トラブルの予防

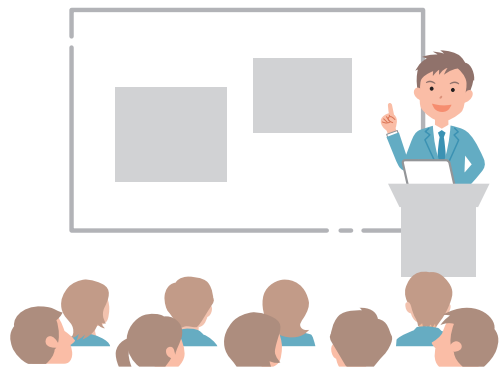
労働委員会では、労働トラブルが発生した後の対応だけでなく、労働トラブルを防ぐための活動として、出前講座や労働相談会等を行っています。

## 出前講座

大学生や高校生、企業の新入社員・管理職など、対象の方に合わせた講座を行っています。料金は無料ですので、お気軽にご相談ください。

**学生の方向け**：基本的なワークルール（60分）

**企業の方向け**：職場のハラスメント対策（60分又は90分）



## 労働相談会

労働委員会の委員と関係機関の専門家による労働相談会を県内各地で開催しています。弁護士や社会保険労務士などの専門家が相談に応じます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。



## 啓発活動

困ったときの相談窓口としての労働委員会の紹介や、ハラスメント等に関する啓発活動を行っています。最近では島根県立図書館での企画展示など、多くの方に見てもらえるように取組を進めています。



職場でのトラブルにお困りの方...

# ぜひ、労働委員会へご相談ください!

労働委員会では、労働に関する様々なトラブルにお困りの方からのご相談をお待ちしています。面談のほか、メールや電話でも受け付けています。労働者と事業主どちらの方も利用できます。労働委員会の委員による専門的な相談も行っています。

## 労働委員会の委員による労働相談

労働問題の専門家である委員が、問題の解決に向けたアドバイスを行います。事前予約制となっていますので、相談希望日の1週間前までにお問い合わせください。

利用無料

秘密厳守

**日 時** 毎月第2・第4木曜日 午後3時～

※他の日時を希望される場合は、事務局までご相談ください。

**場 所** 島根県労働委員会

(島根県松江市殿町8番地 県庁南庁舎1階)

**相談時間** 45分



相談してにゃ!

島根県観光キャラクター  
「しまねっこ」  
島観連許諾第5417号

お問い合わせ

## 島根県労働委員会事務局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
(県庁南庁舎1階)

TEL.0852-22-5450 FAX.0852-25-6950

✉ rodou@pref.shimane.lg.jp

〈受付時間〉

午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日及び年末年始を除く)



R30

古紙・パルプ配合率80%再生紙を使用